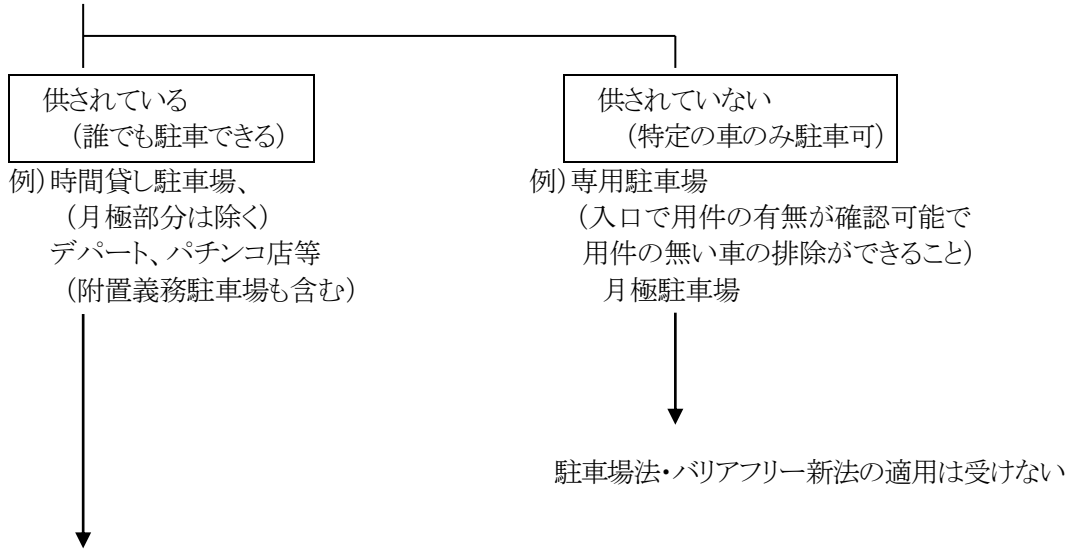
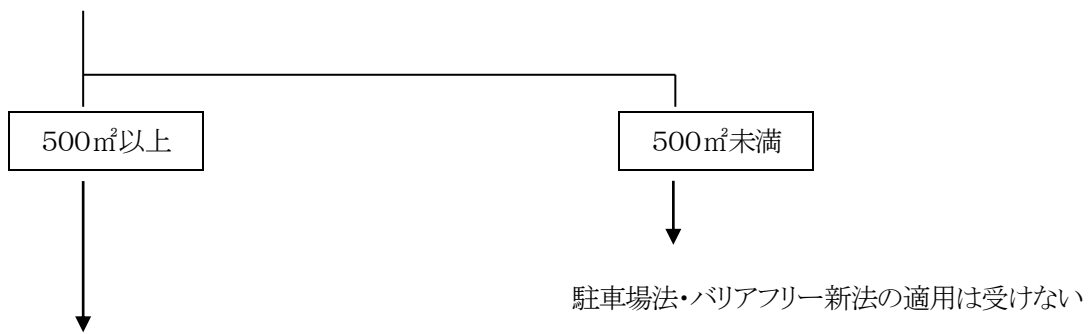


駐車場法・バリアフリー新法 審査表

①一般公共の用に



②駐車場の用に供する部分 (駐車ます)の面積が



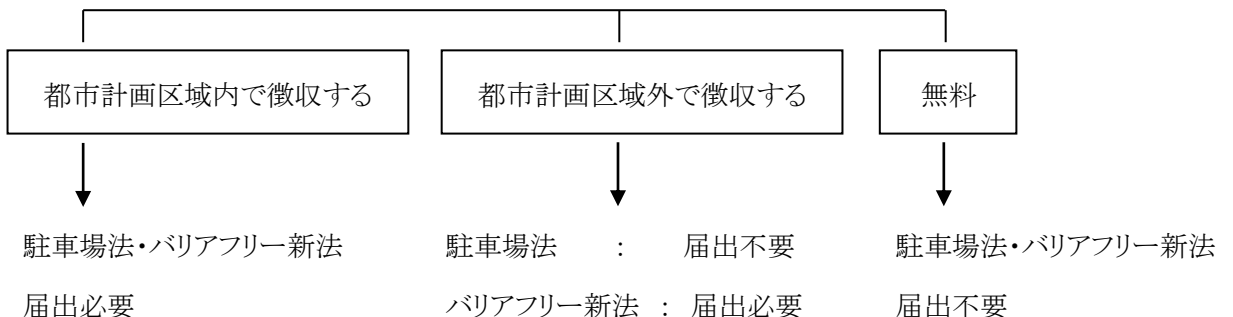
駐車場法・バリアフリー新法の適用を受ける。
(政令の技術的基準(別紙)の適用を受ける)

別途、建築物以外の路外駐車場において、「香川県福祉のまちづくり条例」の適用を受ける場合があります。

設置者: 国、市・町等 → 健康福祉総務課へ通知が必要
 設置者: 民間業者 → 健康福祉総務課へ届出が必要

(お問い合わせ先) 香川県健康福祉部健康福祉総務課地域福祉グループ
 TEL : 087-832-3280

③料金を



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 審査表

○路外駐車場車いす使用者用駐車施設

		チェック欄
構 造	車いす使用者用駐車施設を1台分以上設置	() 台
	幅350cm以上	() cm
	車いす使用者用である旨の立看板等による表示	
	移動等円滑化経路の長さが短くなる位置に車いす使用者用駐車施設を設置	

○路外駐車場移動等円滑化経路

		チェック欄
構 造	移動等円滑化経路を1以上設置	
	移動等円滑化経路上には傾斜路を併設する場合を除き、段を設けない	
出 入 口	幅80cm以上	() cm
通 路	幅120cm以上	() cm
	車いすの転回スペースを設置 (50m以内ごと)	
傾 斜 路	幅120cm以上 段に併設するものにあっては90cm以上	
	勾配1/12以内 (ただし、16cm以下のものにあっては、1/8以内)	
	高さが75cmを超える場合 (勾配1/20超に限る。) は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置	
	手すりの設置 (勾配1/12超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配1/20超の傾斜がある部分に限る。)	

香川県都市計画課の意見等	(平成 年 月 日)
--------------	------------